

公立大学法人福岡女子大学女性研究者支援者制度における研究支援者の取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡女子大学の女性研究者支援者制度実施要綱第10条の規定に基づき、研究支援者の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(研究支援者の定義)

第2条 研究支援者とは、本制度における被支援者を支援するために登録をしている本学の学生、院生、または本学既卒者のことを言う。

(支援者の登録)

第3条 被支援者の支援を希望する者は、別に定める登録申請書により、応募をする。

(登録の決定)

第4条 研究支援者の登録は女性研究者支援室にて審査し室長が決定する。

(支援業務内容)

第5条 研究支援者の支援業務内容は、原則として次の号に掲げる研究補助業務とする。

- (1) 実験・調査の補助
- (2) データの入力や整理
- (3) データ分析・解析補助
- (4) 図表などの校正・整形
- (5) 論文作成補助
- (6) 情報の検索・収集
- (7) 研究費申請書類作成補助
- (8) 学会発表準備補助
- (9) 翻訳
- (10) 資料整理
- (11) その他女性研究者支援室が必要と認める業務

(支援時間)

第6条 研究支援者が支援できる時間は、1日7時間45分未満で、週20時間、月40時間を超えて業務に従事することはできない。

- 2 研究支援者は休日に支援に従事することはできない。
- 3 研究支援者は22時から5時の間は支援に従事することはできない。

- 4 研究支援者は1日の支援時間が6時間を超える場合においては45分の休憩時間を勤務時間の途中にとらなければならない。
- 5 研究支援者が本学の学生、院生である場合は、勤務時間は履修授業と重複しない時間帯とし、卒業論文、修士論文、博士論文の作成に差支えないものとする。
- 6 TAを担当している者は、TAと研究支援者の従事時間が合わせて週20時間を超えることができない。

(給与)

第7条 研究支援者の給与は時給とし、単価は次のとおりである。

- (1) 大学院博士前期・後期課程在学学生 1,250円
- (2) 学部在学学生 860円
- (3) 本学既卒者は経験を考慮して、(1)または(2)を基に算定する。

(研究支援者の選考)

第8条 研究支援者は、支援を受けようとする研究者が登録者の中から推薦し、女性研究者支援室が選考し、室長が任命する。

- 2 研究支援者は本学のアルバイトとして雇用し、所属は女性研究者支援室とする。

(登録内容の変更)

第9条 研究支援者は、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに女性研究者支援室に変更の届け出をしなければならない。

(登録の再申請)

第10条 研究支援者は支援期間が満了した場合、再度登録申請をすることができる。

(中間報告)

第11条 研究支援者は支援期間中に行われる中間ヒアリングの際、別に定める報告書を提出するものとする。

(成果報告)

第12条 研究支援者は研究支援期間終了後に、別に定める成果報告書を提出するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、研究支援者の取扱いに関する必要事項は女性研究者支援室長が定める。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年11月13日一部改正)

この要領は、平成26年11月13日から施行する。